

やわらぎで働く職員の皆様

令和3年度 介護職員処遇改善加算について

有限会社やわらぎ

- 1 対象事業所： グループホーム ふうさんのおうち ・ グループホーム やわらぎ ・
グループホーム やわらぎ川内 ・ グループホーム いくし ・ 小規模多機能ホームやわらぎ ・
小規模多機能型居宅介護やわらぎいくし村
- 2 対象職員： 介護業務に携わる正規職員、常勤パート、非常勤パート
- 3 改善期間： 令和3年4月～令和4年3月
- 4 加算区分： 加算Ⅰ
- 5 改善方法及び金額
 - ① 勤務時間に応じて原則時給 85 円を毎月の調整手当として支給
 - ② 賞与・基本給へ上乗せして支給
 - ③ 年度末に加算総額がそれまでの支給総額を上回っている場合は調整金として支給※期中に事業収入が増減した場合は、一時金の額を増減して調整する。また、想定以上の事業収入の減少があった場合は、毎月の調整手当の金額を減額することもある。
- 6 キャリアパス要件
 - ① キャリアパス要件Ⅰ
 - イ) ロ) ハ) 職位と、それに応じた職務内容、資格、参加研修、賃金レンジを規定した「行動等級定義一覧」を賃金規程に添付
 - ② キャリアパス要件Ⅱ
 - イ) ① 社内研修の年間計画を立て、全職員に周知し、社内および社外研修に各1回は参加するよう呼びかけ、参加後は学びを共有することとしている。
評価については、年2回、職位に応じた職務内容について評価を行い、面談後、各自チャレンジシートにて次期の目標を立ててもらい取り組んでいる。
 - ② 資格取得について、介護職員としての実務経験が概ね2年以上の者で、本人の希望、所属長の推薦等諸条件を満たす者について、介護福祉士実務者研修の受講費用を会社が負担し、スクーリングについても勤務内での受講を許可している。
 - ロ) 社内研修及び社外研修については、事業所間の共有ハードディスクで年間スケジュールを周知し、参加したものは各自記入することとしている。
- ③ キャリアパス要件Ⅲ
 - イ) 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

年2回、「行動等級定義一覧」に応じた評価シートを用いて職位に応じた職務内容について評価を行っている。

ロ) 「行動等級定義一覧」を賃金規程に添付している。

7 職場環境等要件

① 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

② 労働環境・処遇の改善

- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

③ その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換

やわらぎで働く職員の皆様

令和3年度 介護職員等特定処遇改善加算について

有限会社やわらぎ

- 1 対象事業所： グループホーム ふうさんのおうち ・ グループホーム やわらぎ ・
グループホーム やわらぎ川内 ・ グループホーム いくし ・ 小規模多機能ホームやわらぎ ・
小規模多機能型居宅介護やわらぎいくし村
- 2 対象職員： すべての正規職員、常勤パート、非常勤パート
- 3 改善期間： 令和3年4月～令和4年3月
- 4 加算区分： 特定加算Ⅰ（いくし村）特定加算Ⅱ（他5事業所）

5 改善方法及び金額

全職員をA・B・Cの3つのグループに分け、固定の支給額を常勤換算に応じて毎月支給する。

A①：介護福祉士かつ勤続8年以上の者（またはそれに満たない場合でもユニット長以上の職に就く者）で、昨年度の研修出席回数が5回以上の者（コロナ禍の為1回以上とする。）

A②：介護福祉士かつ勤続8年以上の者（またはそれに満たない場合でもユニット長以上の職に就く者）で、昨年度の研修出席回数が5回未満の者（コロナ禍の為参加できなかった者とする。）

B①：介護福祉士

B②：介護福祉士を持たない勤続8年以上の者

B③：介護福祉士を持たない勤続8年未満の者

C：介護職員以外の職員であり、通勤手当を除く手当を含む時給換算額が885円に満たない者

支給額は、

A①10,000円 A②6,000円 B①6,000円 B②2,500円 B③2,000円 C1,500円

各手当は常勤換算によって5段階に分ける

平均して月20日以上勤務の者 …手当×1.0

平均して月18日程度の勤務の者 …手当×0.8

平均して月14日程度の勤務の者 …手当×0.6

平均して月10日程度の勤務の者 …手当×0.4

平均して月6日程度の勤務の者 …手当×0.2

※毎月の手当で支給しきれなかった分は賞与または調整金として支給する

※期中に想定以上の事業収入の減少があった場合は、毎月の手当の金額を減額することもある

※来年度以降は再度検討、改定することもあり得るものとする

6 キャリアパス要件

「令和3年度 介護職員処遇改善加算について」と同じ

7 職場環境等要件

「令和3年度 介護職員処遇改善加算について」と同じ